「知的財産推進計画 2023」の策定に向けた意見

法人·団体名:一般社団法人電子情報技術産業協会 法務·知的財産部会

■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2022」 重点事項 (I) その他

■意見内容

【知的財産保護の重要性】

デジタル社会の進展やデジタルトランスフォーメーション推進に向けて各省庁で様々な施策が検討されています。また、知的財産推進計画 2022 にあるように、イノベーションを加速するために、スタートアップや大企業など多様な主体がイノベーションに参加していくべきことは重要な指摘です。これらの重点課題に対応する前提として、知的財産の保護が、投資の収益化を実現することで企業の投資を促していくイノベーション創造の基盤であって、いずれの事業者にとっても、オープン・クローズ戦略など知的財産の戦略的活用は、事業戦略の根幹をなしていることを大前提として確認しておくべきです。このような背景のもと、特許や著作権、営業秘密など知的財産にも関わる制度的な検討については、その共有が義務化されることの是非も含めて、日々早いスピードで進歩するデジタル分野を含めて事業者のイノベーションに向けた取組みを妨げることとならないよう、慎重かつ丁寧に検討を行うことが必要です。どの課題について検討を行う場合であっても、知的財産が適切に保護され、かつ、イノベーションが促進されるかの観点から、常に検証していただけるようお願いします。

【第三者意見募集制度の導入】

令和3年特許法改正にて「第三者意見募集制度」が導入されましたが、同制度の趣旨ないし意義は著作権など他の知的財産に係る侵害訴訟においても同様であると考えられますので、他の知的財産分野への同制度の導入について検討を希望します。

■意見の領域・分野

「知的財産推進計画 2022」重点事項(E2)デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革関連

■意見内容

【デジタル時代の著作権制度・政策の検討について】

デジタル時代に対応した著作権制度・関連政策の改革に関しては、利用者にとって真に使い勝手の良い設計となるよう、事業者および想定されるユーザーのニーズを踏まえた検討がなされることを希望します。

メタバース上での利用に代表されるバーチャル空間での著作物の利用に関し、ユーザーから見た場合に現実世界の体験と同等の効果が得られる著作物の利用について、権利処理方法が異なり、利用料にも大きな乖離がある場合があることは、制度の理解や定着化にとっても支障となり得るだけでなく、不要

なトラブルを招くおそれもあると思料します。当協会としては、デジタル時代の著作物流通環境がステークホルダーにとって安心・安全なものとなるよう、著作権制度の見直しに関する検討や権利処理の運用改善・簡素化が進められることを期待します。その際、民間事業者も含めた幅広いステークホルダーにお声がけをいただき、コンテンツの利活用促進や海外市場への進出促進などが図られるよう、ビジネスの実態も踏まえた上で、公正・公平で納得のある検討がなされることを希望します。

【簡素で一元的な権利処理方策】

DX 時代において、国境を跨いでアウトオブコマース作品や一般ユーザーが創作するコンテンツの利用が増加傾向にあることから、「権利者への連絡が難しく権利処理が困難になりやすいコンテンツ」について、分野を横断する簡素で一元的に権利処理できる窓口の創設や分野横断権利情報データベース(DB)の活用により、権利者探索に係る利用者の負担を減らしつつ、コンテンツ利用の円滑化による対価還元、コンテンツ創作の好循環が図られるような環境の構築に期待しております。

今後、具体的な制度設計および制度運用にあたっては、クリエイター、利用者、コンテンツ配信・流通事業者が参加した公正かつ納得感のある議論が継続的に行われることを望みます。

また、新たな制度の普及に向け、簡潔な手続きの設計に加え、適切な使用料が設定されるべく、既存の権利処理に係る使用料を参考にするなど、価格設定のあり方についても幅広くご検討いただくことを要望いたします。

DB の構築については、将来的に、フィンガープリント等の技術を用いた「より利用者にとって検索しやすい DB」や、ブロックチェーン等の技術を用いた「透明性・信頼性を担保した権利情報管理システム」などが構築されることにより、利用円滑化による対価還元とコンテンツ創作の好循環が実現され、ひいては権利保護とコンテンツ利用の促進がバランスよく両立させられるよう、民間事業者も議論に加えていただき、ビジネスの実態も踏まえた上で、設計してくださることを希望します。

【AI 生成物と著作権について】

2018 年の著作権改正で導入されたデジタル化・ネットワーク化の進展に対応した柔軟な権利制限規定 (著作権法 30条の4) は、AI を実装する際の学習用データの作成に際して必要な著作物の非享受利用を 可能とする環境整備という点で、大きく前進したと捉えております。

当時から時間が経過し、昨今では当時では想像できなかったような品質レベルで、AI により画像、動画、音楽、文書などを生成するサービスが急速に発展しており、今後もその流れが加速・発展しながら、社会に急速に普及していくものと考えております。

こうした技術の発展・普及に伴って、世界的にもAI生成物と知的財産権に関する議論が活発になっております。既に、令和5年3月の構想委員会でもこの点について論点の整理が行われておりますが、日本においてもこのような議論が継続的に行われることが望まれます。その議論に際しては、技術の発展や社会への普及の動向、他国での議論の趨勢に目配せしつつ、知的財産の保護とイノベーションの発展・普及による社会の利便性向上とのバランスを考慮した整理がなされることを希望します。

以上